

小福地発第367号

令和4年8月10日

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会

会長 互理 千鶴子 様

小金井市長 西岡 真一郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和4年8月10日から令和9年8月9日まで